

奈良工業高等専門学校いじめ防止対応マニュアル（第1版）

本マニュアルは、奈良工業高等専門学校におけるいじめ防止等のための基本計画に基づき、いじめの発生の抑止、いじめの早期発見、いじめと考えられる事案が発生した場合において、迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整えるとともに、必要な準備や対応を明確化することを目的として作成したものである

また、本マニュアルについては、状況等を踏まえた上で適宜見直しを行う。

1 いじめの定義と要素

いじめとは「学生に対して、当該学生以外の本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

また、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断する。いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知しその解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、いじめ防止推進法及び国立高専機構いじめ防止等対策ポリシーは、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ、被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして、下記【3】の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に【1】又は【2】の事実関係の立証を求めていることに留意すること。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

【1】 行為をした者 A と行為の対象となった者 B が共に学生であるなど、A と B の間に一定の人的関係が存在すること

【2】 A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）

【3】 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

【いじめの態様】

具体的ないじめの態様としては、

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) 上記(7)の様子を撮影される、他者に送信される。
- (9) パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。また、いじめを受けている学生がそれを否定等する場合【3】の「心身の苦痛を感じていること」には被害学生がいじめを否定する場合であっても【2】の「影響を与える行為」が被害学生の尊厳を害し、被害学生に心身の苦痛を与えるものと認められる行為である場合も含むと解する)や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたたり、態様を変えて行われていることがあり、さらにいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である。

2 いじめに対する基本姿勢と学校及び教職員の責務

(1) 学校としての基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢と「いじめはどの者にも起こり得る」という考えのもと、いじめの発生の抑止、いじめの早期発見、いじめが発生した場合のいじめを受けた学生の生命及び心身の保護と教育機会の保障、いじめの問題の克服が必要である。

(2) 教職員や保護者等の基本姿勢

いじめは常に起こり得るものという認識に立ち、危機意識を持って学生の表情や様子をきめ細かく観察し、ささいな兆候であっても見逃すことなく積極的に認知し、個人的な対応に依ることなく、組織として速やかに対処することが重要である。

(3) いじめを受けた学生への基本姿勢

いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であり、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、高専機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服し、その後もいじめが再発しないように見守る必要がある。

(4) 学校の責務

学校は、法及び国・高専機構の基本方針に定めるところにより、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する

(5) 教職員の責務

全ての教職員は、高専機構及び本校で策定されるポリシー・ガイドライン・基本計画の内容を十分に把握・理解し、適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

また、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することほもとより、いじめやいじめに繋がる事象を認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

3 いじめ防止のための平素からの取り組み（防止プログラムの推進）

(1) いじめについての共通理解

いじめ防止対策の年間プログラムを通じて、教職員、学生間でいじめに防止の周知を図る。また、年に定期的に「いじめ防止プログラム」に基づき、「教職員のいじめ対応チェックリスト」（別添1）に基づき教職員のいじめに関する意識の再確認等を行いその周知状況等の確認を行う。

「いじめ防止プログラム」に基づきいじめ防止の校内研修を定期的に行う。

(2) 相談しやすい環境づくり

担任等の教職員は、日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員の言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

学生支援センター等による学生相談体制の整備を進めるとともに、相談窓口の周知徹底を行うとともに、あわせて平素から学生が相談しやすくなるような取り組み等を行う。（例：学生なんでも相談等）

(3) 人権教育の推進について

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを学生に理解させることが大切である。また、学生たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

いじめ防止のための取り組みとして人権教育は表裏一体の関係にあるので、「いじめ防止プログラム」に基づき人権合同特活などを通じていじめ防止に取り組む。

(4) 学生が主体となるいじめ防止の取り組みについて

いじめ防止の取り組みにあたっては、学生が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、集団の一員として自覚を促し自信を育むとともに、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。平素の授業や課外活動は当然のことながら、スポーツ大会や高専祭、社会工場見学等を通じて学生が主体となったいじめ防止の取り組みを推進していく。

また、学生委員会における平素からの学生の学生指導においても同様である。

4 いじめの早期発見のために

- (1) いじめの早期発見には、担任、教科担当教員などによる日常的な見守りと気づきが重要となる。いじめに関連するシグナルを見落とさないようにする。

また、寮においては、居住空間という密室の環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分認識して、寮関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。

課外活動においても、いじめが行われることを十分認識した上で、顧問など関係教員による日常的な見守りと気づきを怠ることなく、いじめの兆候を見逃さないように努める。

いじめ早期発見のチェックポイント（別添2）

- (2) 学生支援センター、保健室における学生相談等もいじめの早期発見において重要な役割を果たすことが考えられる。学生相談の過程においても、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (3) 上記（2）の学生相談等から寄せられる学生からの情報のほか、保護者、家庭、地域から寄せられる情報もいじめの早期発見には重要な役割を果たすものと考えられるため、平素から定期的な情報交換を行い、これらの情報からもいじめの兆候を見逃さないように努める。
- (4) 上記（1）～（3）においていじめに関する情報があつた場合には、決して一人の教職員で抱え込むことなく、人権教育推進・いじめ防止委員会に報告し情報の共有を図る。
- (5) 相談しやすい環境づくり

学生たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

- ① 本人の訴えに対しては

- ・ 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

- ・ 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの学生からの訴えには

- ・ いじめを訴えたことにより、その学生へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の学生たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・ 「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- ・ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ・ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ・ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

5 いじめが発生したときの対応

- (1) 本校の教職員は、いじめを発見したまたは相談を受けたときは、速やかに、人権教育推進・いじめ防止委員会に報告し、同委員会は組織的に当該学生はいじめの有無の確認を行う。
- (2) 事実関係の確認によりいじめがあったと確認された場合は、人権教育推進・いじめ防止委員会は、当該事案にかかる対応方法や対応チーム等の対処方針を決定し、当該対処方針に基づき調査及び対応を進める。
あわせて高専機構の指示を受けて高専機構本部への報告（確認後24時間以内）を行う。
- (3) 対処方針の決定について、対応チームとして事案に対応するメンバーとしてはおおむ

ね以下の体制が想定されるが、事案の性質により、その適した体制により対応することとする。

また、事案によっては、ハラスメント防止委員会やSSW、SCの協力をえることも考えられ、事実関係の調査や加害学生の指導を行う調査班と被害学生の支援を行う対応班と分けることも考えられる。様子を引き続き注視する事案については、体制を縮小するなど柔軟に対応することも考えられる。

<対応チーム（例）>

学生主事，学生主事補，担任（被害者及び加害者側それぞれ），当該学科の学科主任，（必要に応じて学年主任），学生支援センター長，学生支援センター副センター長，寮の場合は寮務主事，寮務主事補がメンバーに加わる。

※ 対応チームに関する事務：学生課，学生係

- (4) 対応チームは、細心の注意を払って当該学生や関係学生から聞き取りを行い、その事案に関する詳細な情報の収集や事実を把握し、その内容を人権教育推進・いじめ防止委員会に報告する。

なお、学生への聞き取りの際には、必ず複数人で行うと共に、被害者、加害者、観衆・傍観していた者という立場に応じて、聞き取り側の姿勢や確認すべき内容が異なることを踏まえた上で、適切に対応すること。

- (5) 対応チームは、人権教育推進・いじめ防止委員会の指示を受け、いじめを受けた学生又はその保護者に対する助言、指導を継続的に行う。
- (6) 人権教育推進・いじめ防止委員会は、各組織、教職員からの報告を集約し、必要な組織、関係者と情報共有、情報公開を行ないながら、事案が解決されたと判断されるまで、引き続き各組織、教職員に対応を指示する。その際、学生委員会・寮務委員会は必要に応じて指導、懲戒処分を行う。
- (7) 学校は、事案の対応において、必要に応じて「奈良工業高等専門学校いじめ防止等のための基本計画」3. いじめに対する措置において定めた措置を行う。（教育上の配慮、所轄警察署への通報等）

6 重大事案への対処

「奈良工業高等専門学校いじめ防止等のための基本計画」7. 重大事案への対処に基づき対応する。

(別添1)

<教職員のいじめ対応チェックリスト>

- いじめの定義について理解した
- いじめの態様について理解した
- いじめに対する学校としての基本姿勢について理解した
- いじめに対する教職員や保護者等の基本姿勢について理解した
- いじめを受けた学生への基本姿勢について理解した
- 学校の責務について理解した
- 教職員の責務について理解した
- いじめ防止等に向けた高専機構・本校の取り組みについて理解した
- いじめについての共通理解について理解した
- 相談しやすい環境づくりについて理解した
- 学生が主体となるいじめ防止の取り組みについて理解した
- いじめの早期発見のためについて理解した
- いじめが発生したときの対応について理解した
- 重大事案への対処について理解した

(別添2)

<いじめ早期発見のチェックポイント>

- 遅刻，欠席の回数が増える
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ
- 表情がさえずうつむきかげんでいる
- 頭痛，腹痛など頻繁に訴える
- 授業中，正しい答えをひやかさせる
- 筆圧が弱くなる
- 休み時間はトイレに閉じこもったり，遅れて教室にはいる
- 物が壊れたり，事件が起きるとその学生のせいにされる
- 机やいすが壊されたり，所持品や机に落書きされたりする
- 特定の学生の制服などが破かれたり，所持品がかくされたりする
- 正しい意見なのに野次をとばされたり，その意見が支持されなくなったりする
- 用事もないのに保健室などに来たり，部屋のまわりをウロウロしたりする
- その学生をほめるとクラスの皆があざけたり，しらけたりする
- 「誰かやってくれないか」というと特定の学生の名前がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループからはずれて，いつも一人でいることが多くなっている
- 「ばい菌」，「〇〇菌」などと人のいやがるあだ名で呼ばれる
- 急いで一人で帰宅する
- 金銭的に困っている様子がうかがえる
- 日記，作文，絵画，SNSなどに気にかかる表現や描写がえがかれる
- SNS上に特定の学生を誹謗するような記載が見受けられる
- 提出物の提出が遅れる
- 飼育動物や昆虫などに対して残虐なことを行う